

## 特例退職・任意継続被保険者の皆様へ

### 【保険料の納付証明書】がWEB上で 確認・印刷ができるようになりました

- 平成30年10月までにお納めいただきました保険料と11月、12月納付予定の保険料（見込額）を『いきいき健康ナビゲーション』に掲載しました。

パソコン用ログイン画面

<https://myhc-navi.panasonic.co.jp/iki-navi/>

スマートフォン用ログイン画面

<https://myhc-navi.panasonic.co.jp/iki-navi/spn/index.php>

※ 初めての方は「加入者申請」が必要です。

ログインに関して不明な点は下記ヘルプデスクへお問合せください。  
フリーダイヤル：0120-878-870 受付時間：平日 9:00～18:00

### 年末調整・確定申告をされる皆様へ

特例退職被保険者・任意継続被保険者の皆様の保険料は、年末調整や確定申告の際に「社会保険料控除」として所得控除の対象になります。

申告額（保険料納付額）は、送金いただいた際の控えや、口座振替をご利用の方につきましては通帳等でも確認いただけます（※なお、引落金額から手数料の108円は除いてください）。

#### <年末調整について>

新しいお勤め先などで年末調整を行う場合、保険料納付証明書の提出は必要ありません。年末調整の書類に、その年の1月～12月の間に納付した保険料の合計をご記入いただくこととなります。

※ 書類の詳しい記入方法などは、お勤め先のご担当者様にご相談ください。

#### <確定申告について>

税務署で確定申告を行う場合も保険料納付証明書の提出は必要ありません。

ただし、申告された金額の確認のために提示を求められる場合がありますので、毎年1月下旬にお送りします納付証明書は大切に保管いただきますようお願いいたします。

※ 確定申告の手続きなどについては、最寄りの税務署にお問合せください。

（国税庁HP：<http://www.nta.go.jp/>）

#### ※ 保険料納付証明書の郵送について（例年どおり）

平成30年1月1日～平成30年12月31日までに納められた保険料の納付証明書は、1月下旬に封書にてお送りします。